

日本国経済産業省とチェコ共和国産業貿易省との 貿易及び投資促進のための協力枠組設置に関する覚書（仮訳）

日本国経済産業省及びチェコ共和国産業貿易省（以下、「両当事者」と総称し、個別に「当事者」という。）は、

日本国とチェコ共和国との間で、相互利益の原則に基づいて、貿易、投資、産業、エネルギー、サービスにおける協力を発展させ、深化させることに対する共通の関心を考慮し、

日本国とチェコ共和国の長年の友好関係を認識し、

2003年8月にプラハで署名された日本国とチェコ共和国との戦略的パートナーシップに向けた共同宣言の重要性を認識し、

2018年7月17日に東京で署名された、日本国と欧州連合及び欧州連合構成国との間の戦略的パートナーシップ協定（SPA）及び経済上の連携に関する日本と欧州連合との間の協定（EPA）を考慮し、

レジリエンス、持続可能性、安全保障、包摂性に基づく経済発展、安定、繁栄を強化するための協力を促進することを目指し、

安定したレジリエントなサプライチェーンと、多様なエネルギー資源の確立の重要性を考慮し、

特に、開かれた、複雑かつ高度に関連する世界経済は、サプライチェーンの寸断、エネルギー安全保障の脅威や気候変動といった世界的危機に脆弱であり、協調した国際的な連携が必要であることを考慮し、

チェコ共和国がEU加盟国であり、それに伴う制約を考慮し、

二国間及び多国間の貿易協力が、グローバルリスクを軽減し回避するだけでなく、安全でレジリエントで環境に適合した健全な経済システムを構築するために重要であることを認識し、

すべての協力分野において貿易、投資、ビジネスのためにオープンで予測可能な環境を整備することで得られる利益をさらに認識し、

成長の促進、貿易の拡大、技術開発や経済発展における、民間投資の不可欠な役割を認識し、

両国が世界貿易機関（WTO）のメンバーであり、WTO を設立するマラケシュ協定並びに関連する又は WTO の下で締結された協定、了解及びその他の文書の下での両国の権利及び義務に影響を与えないことを確認し、

以下の共通の見解に達した：

第1項

両当事者は、互いの権限の範囲において、自国の法令に従い、ルールに基づく多角的貿易体制に基づいて、貿易、投資、産業、エネルギー、サプライチェーン、経済安全保障を含む分野での相互経済協力を促進する。

第2項

本覚書に基づく協力形態には以下が含まれる：

- (a) ビジネスコミュニティや企業間の相互関心分野における共同プロジェクトの支援
- (b) 専門機関や企業間の自主的な協力の促進及び第1項に記載された協力分野における専門家、科学者、技術者の交流
- (c) 経済安全保障の強化を含む、相互関心分野における両国間の経済協力の促進
- (d) 両国で開催される国際見本市や展示会への企業や個人の参加、貿易使節団の交流の促進
- (e) 両当事者の代表者間での経済協議の実施
- (f) 両当事者が共同で決定したその他の協力形態

第3項

1. 本覚書は、国際法に基づく条約又は協定を構成するものではなく、両当事者にいかなる権利又は義務を発生させるものではない。
2. 両当事者は、本覚書が拘束力を持たず、両国の国内法令並びに SPA 及び EPA を含む一方の国が当事者である協定上の権利又は義務に影響を与えないとの認識を共有する。
3. 本覚書に基づく協力の範囲は、両当事者の権限の範囲に限られ、両国の他省庁の機能に影響を与えず、法的拘束力を持たない。
4. 本覚書に基づく協力は、両国それぞれの法令並びに両当事者にとって利用可能な適切な資金及び人員の範囲内で実施される。

第4項

この覚書に基づく協力は、署名日から開始されるものとする。

2025年7月15日に、東京で、英語による本文二通に署名した。

日本国経済産業省のために

竹内 真二

チェコ共和国産業貿易省のために

ルカーシュ・ヴルチェク